

議案第7号

町田市学校給食問題協議会の設置に関する
条例施行規則の全部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年6月5日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則を全部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 規則の名称を「町田市学校給食問題協議会運営規則」に改めます。(題名関係)
- (2) 諮問事項、会議の非公開、委員以外の者の出席及び責務に関する規定を削ります。(改正前の第2条から第5条まで関係)
- (3) 招集の通知及び委任に関する規定を加えます。(改正後の第2条及び第4条関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和3年1月22日から施行します。

町田市学校給食問題協議会運営規則

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則（昭和57年町田市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第8条の規定に基づき、町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員及び当該会議の議事に関係のある臨時委員に通知する。

（1）開催日時

（2）開催場所

（3）議題

（庶務）

第3条 協議会の庶務は、学校教育部保健給食課において処理する。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年1月22日から施行する。

参 考 (改 正 前 規 則)

○町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則

昭和 5 7 年 1 2 月 2 3 日

教育委員会規則第 6 号

学校教育部保健給食課

改正 平成 1 2 年 3 月 2 3 日教委規則第 5 号

平成 1 6 年 6 月 1 0 日教委規則第 1 6 号

平成 2 1 年 3 月 1 9 日教委規則第 7 号

注 平成 1 6 年 6 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この規則は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和 5 7 年 1 2 月町田市条例第 4 5 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(諮問事項)

第 2 条 町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）に諮問する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 献立・食器に関すること。
- (2) 給食費に関すること。
- (3) 食品の安全性に関すること。
- (4) 物資に関すること。
- (5) 衛生管理に関すること。
- (6) その他必要と認める事項

(公開しない会議)

第 3 条 協議会は、出席委員の過半数の決議により、会議を公開しないことができる。

(平 1 6 教委規則 1 6 ・全改)

(委員以外の者の出席)

第 4 条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に市の職員又は関係者の出席を

求め、必要な資料を提供させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(責務)

第5条 条例第2条に基づき協議会から答申又は提言があったときは、町田市教育委員会は、それらを尊重し、その実施にむけて努めるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部保健給食課において処理する。

(平21教委規則7・一部改正)

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日教委規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月10日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日教委規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

参 考（条例改正内容：2020年3月議会で改正内容承認済）

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 学校給食法（昭和29年法律第160号）<u>第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）の充実に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>学校給食に関し必要な事項について調査審議し、答申する。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>13人以内</u>をもって組織する。</p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>（1）学識経験を有する者 1人</u></p> <p><u>（2）保健医療関係者 1人</u></p> <p><u>（3）消費者団体の代表 1人</u></p> <p><u>（4）町田市立学校の児童又は生徒の保護者 4人以内</u></p> <p><u>（5）町田市公立小学校長会又は町田市公立中学校長会の代表 2人以内</u></p> <p><u>（6）町田市立学校の教員（学校長を除く。） 2人以内</u></p> <p><u>（7）栄養士又は調理員 2人以内</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>学校給食</u>（学校給食法（昭和29年法律第160号）<u>に定めるものをいう。以下同じ。</u>）の充実に<u>図る</u>ため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（協議会の任務）</p> <p>第2条 協議会は、教育委員会の<u>学校給食に関する諮問</u>に応じ、必要な事項について<u>協議し、答申する。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、協議会は、学校給食に関する諸施策について教育委員会に提言することができる。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>25名以内</u>をもって組織する。</p>

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

(委員の選任)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学校長

(2) 教職員

(3) 栄養士・調理員代表

(4) 父母代表

(5) 保健・医療関係者

(6) 消費者団体の推薦する者

(7) 労働団体の推薦する者

(8) 商工業者

(9) 農業従事者

(10) 学識経験者

(11) 市の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開を原則とする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年1月22日から施行する。